

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案		現 行	
<p>（法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項）</p> <p>第五号の二 法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		（新設）	
測定器その他の設備	<p>一 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの</p> <p>二 インピーダンス分析器であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの</p> <p>三 絶縁抵抗計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの</p> <p>四 発振器であつて、自己校正等機能を有するもの</p>	<p>期間</p> <p>二年</p> <p>二年</p> <p>二年</p> <p>二年</p>	

(技術基準適合認定のための審査等)

第八条 (略)

2 登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 (略)

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (略)

三〇七 (略)

(帳簿)

第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等

(技術基準適合認定のための審査等)

第八条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (同上)

三〇七 (同上)

(帳簿)

第十五条 (同上)

一〇五 (同上)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等

ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日（当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八 （略）

2・3 （略）

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条 （略）

2 承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 （略）

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上

ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八 （同上）

2・3 （同上）

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条 （同上）

2 （同上）

一 （同上）

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に

欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。) 以内のものに限る。) を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (略)

三〇七 (略)

(帳簿)

第三十二条 法第一百四十四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日 (当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。) 及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八 (略)

二・三 (略)

関する事項

三〇七 (同上)

三〇七 (同上)

(帳簿)

第三十二条 (同上)

一〇五 (同上)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八 (同上)

二・三 (同上)

(検証等)

第四十一条 (略)

2 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3
3 11 (略)

別表第六号 修理の確認の手順(第四十五条第二項第五号及び第四項関係)

修理の確認を要する特定端末機器(以下この表において「確認する機器」という。)について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合する

(検証等)

第四十一条 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3
3 11 (同上)

別表第六号 (同上)

(同上)

ことを検証する。

一 (略)

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

(1) (略)

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して試験が行われること
の確認に関する事項

(3) ・ (4) (略)

四・五 (略)

一 (同上)

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して行う。

三 (同上)

(1) (同上)

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われること
の確認に関する事項

(3) ・ (4) (同上)

四・五 (同上)

<p>様式第12号 (第41条関係)</p> <p>様式 (略)</p> <p>注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>検証の際に使用した測定器等が第5条の2の測定器その他の設備であって、当該測定器等の較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、較正等の方法が法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>様式第12号 (第41条関係)</p> <p>様式 (同左)</p> <p>注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載することとする。</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>7 較正等の方法が法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>8 (同左)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行前に電気通信事業法第八十七条第一項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けたこの省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日まで、この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。